

第3次佐倉市地域福祉計画の概要

佐倉市 福祉部 社会福祉課

第3次佐倉市地域福祉計画について

第1章. 第3次佐倉市地域福祉計画について

1 計画策定にあたって

1. 平成26年2月：第1期佐倉市地域福祉計画推進委員会が「第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」を市長に提出。（巻末資料47～52頁）
2. 平成27年10月31日：「地域福祉フォーラム」を開催。
第2期佐倉市地域福祉計画推進委員会より、「第2次佐倉市地域福祉計画報告書」を発表。（巻末資料53～57頁）

⇒推進委員会より提示された「第3次計画の策定に向けて(基本的な考え方)」

(1)計画のあり方：「個別計画との役割(機能)の分担の見直し」

(2)計画の策定体制：「市と社協がそれぞれの立場から責任を持って、それぞれ策定」

(3)計画の内容： ①「地域福祉活動に関する住民の参加の促進に焦点」

②「行政・専門機関・地域の団体等・住民の連携によるまちづくり、課題の解決の実現に向けた基本的方針の提示」

③「住民が主体となって地域で取り組まれている地域福祉活動を掲載し、ガイドブックの役割も担う」

【参考】社会福祉法第107条

(市町村地域福祉計画)

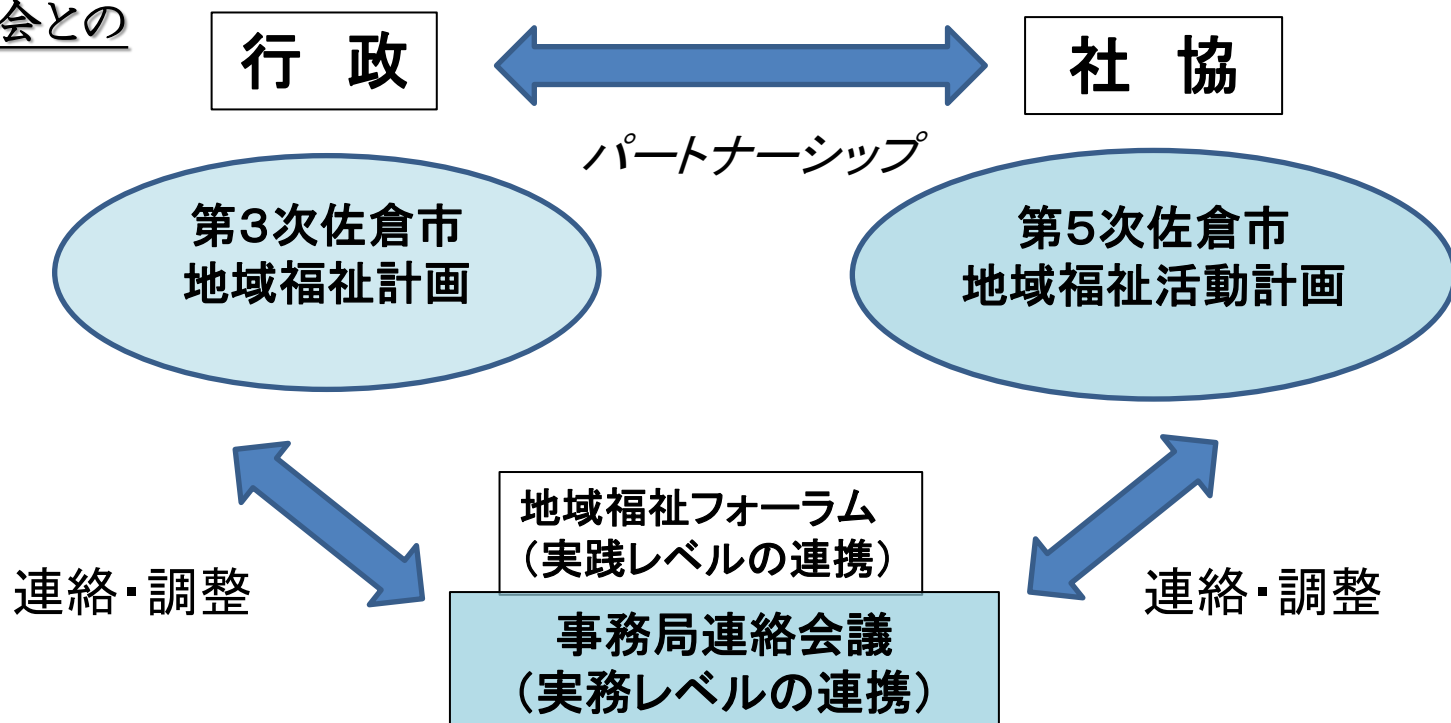
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に
に関する事項

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※社会福祉協議会との
連携



第1章.
2 計画の期間

	28年度	29年度	30年度	31年度
第4次佐倉市総合計画・後期基本計画	→			
第3次佐倉市地域福祉計画 (佐倉市地域福祉ビジョン)	後期基本計画と整合			

第1章.

3 計画の 位置付け

第4次佐倉市総合計画・後期基本計画

第3次佐倉市地域福祉計画

地域福祉推進のための共通の目標・地域像【第3章】

部門別施策

地域福祉を推進する個別施策（法第107条）

（1）福祉サービスの適切な利用の推進

（2）社会福祉を目的とする事業の健全な発達

（3）地域福祉活動への住民参加の促進【第4章】

連携

第5次地域福祉活動計画
（社会福祉協議会）

個別計画

健康増進計画

高齢者福祉・介護計画

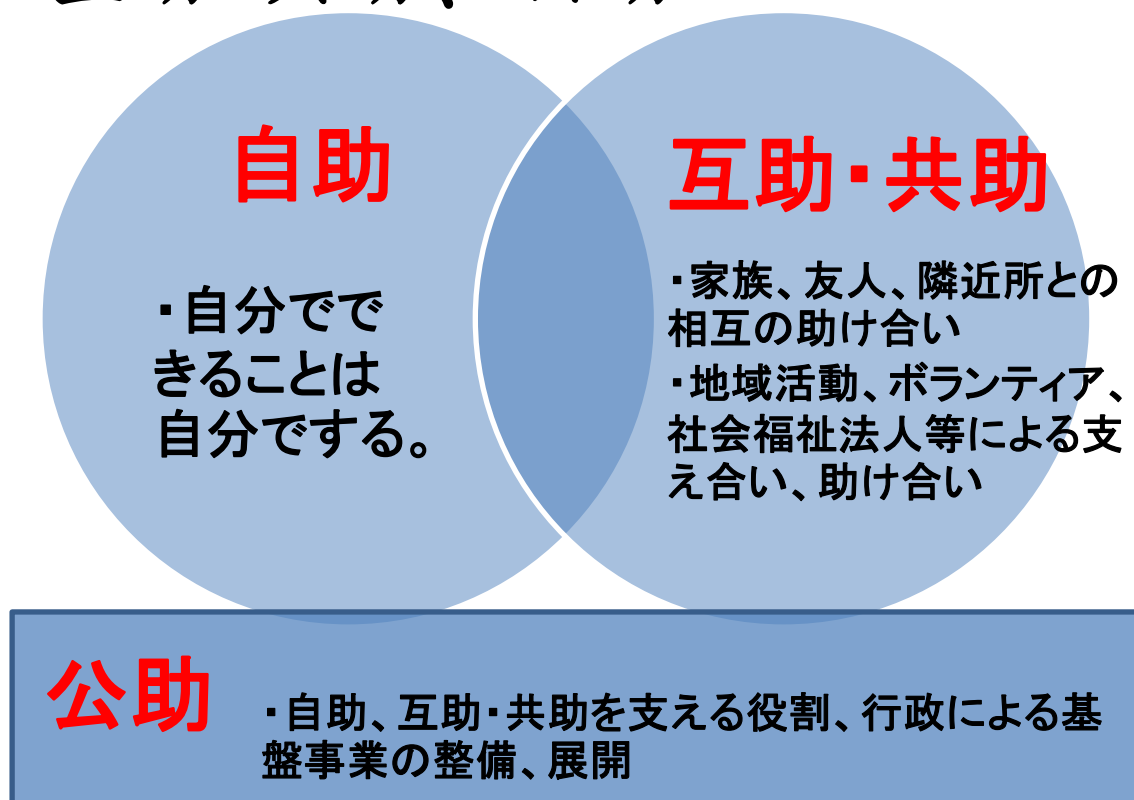
障害者計画

障害福祉計画

子ども・子育て支援事業計画

第2章．地域の現状

- 1 人口減少、少子高齢化・超高齢社会
- 2 地域における様々な課題
- 3 自助、互助・共助、公助



第3章．地域の未来像

- 1 地域のつながり
- 2 「であい」、「ふれあい」、「つきあい」
- 3 新たな地域の活性化
- 4 これから目指す地域像

- ・互いに支え合う地域
- ・ふれあい・交流のある地域
- ・一人ひとりを認め合える地域

第4章．佐倉市の取り組み

1 基本施策

①情報の発信・啓発

②担い手の確保

③地域の交流活動・福祉活動の促進

2 成果指標

市民意識調査、個別計画の進捗調査

3 計画の進行管理

住民、行政、社会福祉関係団体の視点

第5章．地域のためにできること（事例紹介）

- 1 地域を歩こう。あいさつしてみよう。
- 2 気軽に集おう。
- 3 声を掛け合おう。誘い合おう。
- 4 子育てを応援しよう。
- 5 絆をつくろう。
- 6 安全・安心のかけ橋になろう。
- 7 支え合い、助け合いに参加しよう。
- 8 違いを認め合おう。